

政治資金監査に関するQ & Aの追加・改定について

(趣旨)

現在、以下の内容の政治資金規正法施行規則改正案がパブリックコメントにかけられている。

〈改正案〉

振込明細書に支出の目的が記載されている場合、当該振込明細書の写しをもって支出の目的を記載した書面とすることとし、支出の目的を記載した書面を別様で添付又は提出する必要はないものとする。

そこで、本改正案が原案通り施行された場合には、施行日から以下の通りQ & Aを追加・改定する。

【追加のQ & A】

| V-40 支出の目的、金額、年月日が記載された振込明細書 | |
|------------------------------|--|
| Q | 振込明細書に支出の目的が記載されている場合、当該振込明細書に係る支出目的書を作成しなければならないか。 |
| A | 平成24年に政治資金規正法施行規則が改正され、振込明細書に支出の目的、金額、年月日が記載されている場合は、当該振込明細書の写しを提出することで、振込明細書の写しと当該振込明細書に係る支出目的書を提出したこととなります。したがって、別様で支出目的書を作成し提出する必要はありません。 |

V-41 公共料金等のコンビニエンスストア等における支払い

Q 公共料金等をコンビニエンスストアや金融機関において支払った場合に、コンビニエンスストアや金融機関が発行する書面は、政治資金規正法上の領収書等に該当するか。

A コンビニエンスストアで公共料金等を支払った場合は、コンビニエンスストアと請求書発行事業者が代理受領契約を結んでいるため、コンビニエンスストアは請求書発行事業者の代理人となります。このため、コンビニエンスストアが支払いを受領したことは、請求書発行事業者が支払いを受領したこととなり、コンビニエンスストアが発行する書面で当該支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、政治資金規正法上の領収書等に該当します。

金融機関において公共料金等を支払った場合は、当該金融機関が請求書発行事業者と代理受領契約を結んでいる場合は、上述のコンビニエンスストアの場合と同様、当該金融機関が発行する書面で当該支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、政治資金規正法上の領収書等に該当します。

また、当該金融機関が請求書発行事業者と代理受領契約を結んでいない場合であっても、当該金融機関が発行した振込明細書で支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、当該振込明細書の写しを提出することをもって収支報告書と併せて提出しなければならない書面を提出したこととなり、当該振込明細書に係る支出目的書を作成する必要はありません。

【改定後のQ & A】

| V-13 郵便局の払込票兼受領証 | |
|------------------|---|
| Q | 郵便局で支払いをし、払込票兼受領証を受け取った場合は、当該書面の写しを収支報告書に併せて提出することができるか。 |
| A | 払込票兼受領証に支出の目的、金額、年月日が記載されている場合は、当該書面の写しを収支報告書に併せて提出することになります。 払込票兼受領証に支出の目的が記載されていない場合は、振込明細書に該当するため、当該振込明細書の写し及び当該振込明細書に係る支出目的書を収支報告書に併せて提出することになります。 |

【改定前のQ & A】

| V-13 郵便局の払込票兼受領証 | |
|------------------|---|
| Q | 郵便局で支払いをした場合の払込票兼受領証は、領収書等として認められるか。 |
| A | 払込票兼受領証には、支出の目的が記載されていないため、領収書等に該当せず、振込明細書に該当します。 |

【改定後のQ & A】

| V-32 振込明細書に係る支出目的書がない場合 | |
|-------------------------|---|
| Q | 振込明細書がある場合には、振込明細書に係る支出目的書により支出の目的を確認することとされているが、請求書や契約書等により支出の目的を確認することとしても差し支えないか。 |
| A | <p>政治資金規正法上、振込明細書に支出の目的が記載されていない場合は、当該振込明細書に係る支出目的書を作成することとされています。</p> <p><u>振込明細書に支出の目的が記載されている場合には、平成24年に改正された政治資金規正法施行規則第10条第2項により、改めて支出目的書の作成を求める必要はなく、支出の目的を確認できたこととなります。</u></p> <p>振込明細書に支出の目的が記載されていない場合は、政治資金規正法の規定に従い当該書面の作成を求めた上で、当該書面により支出の目的を確認する必要があり、請求書や契約書等により支出の目的が確認できれば足りるというものではありません。</p> |

【改定前のQ & A】

| V-32 振込明細書に係る支出目的書がない場合 | |
|-------------------------|---|
| Q | 振込明細書がある場合には、振込明細書に係る支出目的書により支出の目的を確認することとされているが、請求書や契約書等により支出の目的を確認することとしても差し支えないか。 |
| A | <p>政治資金規正法上、振込明細書がある場合には、当該振込明細書に係る支出の目的を明らかにするため、振込明細書に係る支出目的書を作成することとされています。</p> <p>したがって、振込明細書に係る支出目的書がない場合は、政治資金規正法の規定に従い当該書面の作成を求めた上で、当該書面により支出の目的を確認する必要があり、請求書や契約書等により支出の目的が確認できれば足りるというものではありません。</p> |

【改定後のQ & A】

| V-11 代金引換の領収書等 | |
|----------------|--|
| Q | 運送会社の代金引換を利用した際に発行される書面は、領収書等として認められるか。 |
| A | 運送会社が財・サービス等の購入先と代理受領契約を結び代金引換サービスをする際に発行する書面に支出の目的、金額、年月日が記載されている場合は、政治資金規正法上の領収書等に該当します。 |

【改定前のQ & A】

| V-11 代金引換の領収書等 | |
|----------------|---|
| Q | 運送会社の代金引換を利用した際に発行される書面は、領収書等として認められるか。 |
| A | 運送会社の代金引換を利用した際に発行される書面は、運送会社が発行したものであり、財・サービス等の購入先が発行したものではありませんが、財・サービス等の購入先が支出を受けたことを証すべき書面として領収書等として取り扱って差し支えありません。 |